

リアスハーバー宮古指定管理者選定委員会の組織の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、リアスハーバー宮古（以下「ハーバー」という。）を管理運営する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項で規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定のために設置するリアスハーバー宮古指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、ハーバーの指定管理者の指定に関する次の事項を所掌する。

- (1) 事業者選定過程に関すること
- (2) 審査基準に関すること
- (3) 公募要領に関すること
- (4) 指定管理者指定希望団体から提出される事業計画等の審査に関すること
- (5) 指定管理者の運営状況の評価に関すること。

(組織)

第3条 委員は、スポーツ施設の運営等に関する有識者及び学識経験者の中から、知事が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、県土整備部河川港湾担当技監をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員委嘱の日からハーバーに係る指定管理者が指定された日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員の責務)

第7条 委員は公平、公正に審査を行わなければならない。

(禁止事項)

第8条 委員は、直接間接を問わず、当該事案に関する公募に応じてはならない。また、委員が当該事案に関する公募に応じたことが判明した場合は、委員会は、委員が関与した指定管理者指定希望団体を選考対象外とする。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。

(審査結果の公表等)

第10条 委員会における審査の経過及び結果は、指定管理者の選定後、公表する。

2 委員会は、指定管理者指定希望団体の選定過程に係る公正性、透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の事務局は、岩手県県土整備部港湾課に置く。

2 事務局員及びその他委員会に出席した者は、委員会を通じて知った情報を漏らしてはならない。

(その他)

第8 この要綱の実施について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

資料No.2

リアスハーバー宮古指定管理者選定委員会委員名簿（五十音順）

分 野	所属団体・職	氏 名
競技スポーツ	一般財団法人宮古市体育協会会长	こまい よしのり 駒井 吉位氏
報 道	岩手日報社常勤監査役	きじわら たかし 藤原 敬氏
経 営	岩手県立大学宮古短期大学部教授	まつだ じゅん 松田 淳氏
教 育	岩手県高等学校体育連盟ヨット専門部長 (宮古高等学校長)	やぎ ひろゆき 八木 浩之氏
行 政	岩手県国土整備部河川港湾担当技監	やえがし ひろあき 八重樫 弘明